

山辺郡山添村大字毛原

古文書調査報告書

2020.3

山添村教育委員会

序 文

毛原地区の古文書調査報告書を、『山添村文化財調査報告書 第1集』としてここに刊行いたします。

奈良県山辺郡山添村大字毛原において、二〇一五年度・二〇一六年度にかけて、山添村教育委員会と奈良大学文学部史学科研究チームが共同で調査・研究を実施しました。

調査の結果、江戸時代を中心とした古文書が確認され、東山山中における人々の営みを考える上で貴重な資料を提供する調査となりました。

本書が広く活用され、今後の地域史研究の一助となることを希望します。

調査から報告書の刊行に至るまで、毛原区民、奈良大学をはじめ、各方面から多大なご協力を得たことに対し、ここに深く感謝いたします。

二〇二〇年三月三十一日

山添村教育委員会

教育長 西久保 良隆

例 言

- 一、本書は奈良県山辺郡山添村大字毛原に残る古文書についての調査報告書である。
- 一、本古文書調査は山添村教育委員会と奈良大学文学部史学科研究チームが文化財保護を目的に共同で実施したものである。
- 一、調査は二〇一五年度、二〇一六年度に実施した。また、調査にあたっては奈良大学研究助成をうけた。
- 一、古文書調査ならびに本書作成にあたっては、山添村教育委員会と奈良大学文学部史学科研究チーム（教員・学生・院生）が担当した。なお、現地での古文書調査や本書の作成にあたっては、以下の機関や関係者からご協力を頂いた。
- 毛原区、八阪神社、大久保倍宏、中西義樹、福井一裕、福山秀子、宮坂恭司、宮本重伸、山中政明
- 一、二〇一五年度、二〇一六年度当時の古文書調査体制は以下のとおりである。
- （二〇一五年度）

山添村教育委員会 教 育 長 福山 茂光 主 幹 北浦 一彦
事務局長 今本 俊二 主 査 井上 有貴
事務局長補佐 上脇 力

奈良大学文学部史学科研究チーム

河内将芳、木下光生、大田壮一郎、森川正則、村上紀夫、今井鷹也、堀奏美、
山本将司、氏家さつき、林実莉、氣賀澤愛香、七村由香莉、二ツ矢美咲、
若林麻由子、前田沙希、永山加奈、渡辺ななみ、船口弘希、納田敬悟（順不同）

（二〇一六年度）

山添村教育委員会 教 育 長 福山 茂光 主 査 井上 有貴
事務局長 徳谷 嘉三 主 事 補 向井 一俊
事務局長補佐 上脇 力

奈良大学文学部史学科研究チーム

河内将芳、木下光生、大田壮一郎、森川正則、村上紀夫、ルーベック・イアン栄、
渡邊将隼、今井鷹也、緒方望、久保柗二、岡本詩織、中村和美、二ツ矢美咲、
宮平真央、廣島あかり、渡辺ななみ、船口弘希、下田悠真、大久保瑞彦、
前田沙希、永山加奈、吉竹智加（順不同）

- 一、本書の編集は山添村教育委員会が担当し、奈良大学文学部史学科研究チームの村上紀夫が解説、河内将芳が積文の執筆を担当した。なお、文責は各々文末に明記している。

解
說

解説

1 地域の様子

山添村の毛原地区は毛原廃寺で知られている。これは古代の寺院遺構と言われており、この地が早くから栄えていたことを伝えている。中世には東大寺との関わりも深かった。こうした毛原は、どのような近世・近代を歩んだのであろうか。毛原には文禄四年（一五九五）の検地をはじめとして、多くの古文書が伝えられている。これらの古文書から、近世以降の毛原の住民構成や農業の様子などを知ることができる。また、大和高原地帯の特徴的な「与力」制度が既に近世にあり、金融や不動産の売買の際に重要な役割を果たしていたことも浮かび上がった。ここでは、藤堂藩領となった近世毛原の歴史と、古文書からわかる地域の概要について紹介していく。

(1) 古代中世の毛原

奈良県山添村毛原地区は、大和高原と呼ばれる奈良県東北部の高原地帯に所在する。笠間川の流域に所在し、北は勝原に接し、一般的には奈良時代後期の寺院遺構とされている毛原廃寺で知られる。毛原地区内に巨大な礎石を残している毛原廃寺は、唐招提寺にも匹敵する規模であるといわれ、出土した瓦や礎石の様式から寺院であったとされている。毛原廃寺に関する記録は残されていないが、毛原が東大寺の板蠅杣に含まれていたことから、杣を支配するための拠点として東大寺が設けた末寺ではないかともいわれている。少なくとも奈良時代に既にこうした大規模な伽藍を持つ寺院が建立されていたことから、かなり早い段階から毛原周辺の開発が始まっていたことは間違いないであろう。

毛原地区を含む板蠅杣とは、大和国山辺郡と伊賀国名張郡にまたがり、東大寺に修理のための木材を出すための山林であった。板蠅杣の名張郡

側山麓は、黒田荘とよばれる荘園として開発されていたことは石母田正の『中世的世界の形成』で知られているが、毛原周辺における中世の様子をうかがわせる史料にはあまり恵まれていない。

僅かに『大乘院寺社雑事記』明応六年（一四九七）一二月二日条に、「昨日気原・桂原・切（也）山（三刀谷）・下笠間自焼了」とある。この「気原」が、現在の「毛原」にあたりと考えられている（『山添村史』）。毛原の字城山には、空堀・土塁などを残す中世の城郭遺構があるが、この毛原城には当地を拠点としていた「気原」氏の居城であるともいわれている。

(2) 文禄検地帳に見る毛原

豊臣秀吉が天下を手中に収めると、いわゆる太閤検地を実施していくことになる。山添村内にも、秀吉によって進められた検地にあたって、文禄年間に作成された検地帳がいくつか残されている。そのうちのひとつが毛原にある。

毛原村に所在する古文書のうちでもっとも古いものが、この文禄四年（一五九五）の『大和国山辺郡気原村御検地帳』（毛原区有文書）である。

検地帳は「永久保存 重要書類」と蓋に書かれた箱に納められ、ほかの古文書や書類などとともに厳重に保管され、もとの表紙の上に別の表紙を重ねて綴じなおしており、地域の重要書類として大切に伝えられていたことがうかがえる。

この史料は、中世における毛原の様子を明らかにすることが難しい現時点において、近世のきわめて早い段階の村の様子を伝えている貴重な史料であるといえる。一丁あたり五筆で記され、全部で二一八筆の田畠屋敷などが記載されている。全体で八町三反五畝一九歩、村高は一〇〇石一升六合となっている。田畠はそれほど広くなく、一反以上の広さをもつものは極めて少ない。小規模の田畠をいくつも作っていた様子があ

かがある。

後年の絵図類によれば、笠間川の北側の山麓に集落が形成されており、南岸に田地が広がっていたようである。こうした景観は現在でもそれほど変わってはいないようである。

検地帳に見える名請人は二八人。最大の高を持つのが甚四郎で一石二斗余、それに次ぐのが六石七斗余を持つ源二郎であり、全体的には一石三斗前後の者が圧倒的に多いことがわかる。勿論、この石高は必ずしも実際の収穫を反映しているわけではないし、田畠からの生産物による以外の生業もあつたであろうから、この数字だけから経営規模などを決めつけることには慎重でなければならぬ。これに堂坊主・庵などが加わる。

(3) 近世の毛原

『大和国山辺郡気原村御検地帳』によると、毛原村の村高は一〇〇石一升六合。慶長期に田屋又助領、元和初期には旗本の榎村孫七郎領となるが、寛永五年（一六二八）に榎村氏は改易となり、幕領を経て承応二年（一六五三）に津藩領（藤堂高次）となる。その後は幕末まで津藩領であり、『旧高旧領取調帳』の時点でも津藩領で村高は一〇〇石と新開が一九石七斗余りであつた。

延宝七年（一六七九）の『大和国山辺郡毛原村小物成場検地帳』（毛原区有文書）は毛原村の「小物成」にかかる検地帳である。小物成とは本年貢以外の雑税のことで、「惣村分」の松・雑木山と小竹藪が登録され、前者には「山手米」、後者には「竹役」として小竹九束が課せられている。総奉行として検地を行ったのは、大和郡山藩主本多忠国の家臣吉岡新左衛門。吉岡新左衛門は毛原だけでなく、大和国で行われた多くの延宝検地に検地奉行として携わっている。

田地などと異なり、境界が明確にしづらい山地においては、小物成を負担するにあたり近隣村と摩擦が起こることもあつた。文化七年（一八

一〇）近隣村と毛原で小物成に関する山地の境界が定められたようで、その際に毛原村小物成山絵図（毛原区有文書）が作成された。

こうした年貢の納入をはじめ、さまざまな支配にかかる事務が、庄屋・年寄・百姓代などと呼ばれる村方三役を中心とした村落の自治に委ねられていた。『山添村史』によれば、定員は各村通常二名であつたとあるが、毛原村においても元禄八年（一六九五）の「開田畠改見申候覚」に「毛原村庄屋 吉兵衛、同村年寄 甲兵衛、同村同 仁助」と見えており、年寄が二名いたことがわかる。

(4) 「与力」

毛原をはじめ大和高原地帯では、「与力」と呼ばれる共同組織が村内に存在している。「与力」とは、家と家との相互関係で、冠婚葬祭や金融、生業、紛争など多様な場面で重要な役割を果たし、「親戚以上の関係」という人もいる。本家・分家関係や非血縁的な要因など複雑に結びついている。

毛原における「与力」については、正徳二年（一七二二）の「神主法式極之事」（八阪神社文書）に、

一、神主成振舞先規之通可被仕候、しやうばん人ハ其家之与力壺人呼可被申候、以上

とあるのが比較的早い時期の史料であろう。

これは、毛原の牛頭天王社（現・八阪神社）における当屋制祭祀の史料である。ここでは、常任の神主ではなく、村落構成員が交替で「神主」となつて神社の祭祀を行つていた。その「神主」になつた際に行われる「振舞」にあつては、神主となつた家の「与力」を招くことが定められている。

その他、例えば文化一三年（一八一六）に、治右衛門が年貢上納にあつて銀子三八〇目を借用した際の証文、「借用申銀子之事」（山中政明家文書）には、「借り主毛原村治右衛門」とともに、「与力 新八」が

名を連ねて捺印している。

こうした現在も続く村落内の組織についても、地域の古文書は伝えてくれている。

2 産業と暮らし

毛原は、毛原川（笠間川）の南側に水田が広がっている。文禄検地帳からは、近世初頭の時点で水田耕作に加えて、畑作がおこなわれていたことがわかる。また、近世には茶畑もあつた。山添村は近代以降、茶の生産に適した土地柄で、次第に製茶業が盛んになっていくが、源流は近世に既にあつたのである。近代以降、茶は輸出品として盛んに生産されるようになっていく。また、茶の輸出量が低迷していくと養蚕も盛んになるが、毛原でも大正期から昭和初期にかけて養蚕が行われていた。その他、史料からは採石などについても垣間見ることができている。近世・近代における毛原の暮らしを支えていた多様な生業について見ていこう。

(1) 毛原の農業

毛原川（笠間川）南岸は耕地に適していたようで、比較的多くの水田がつくられている。また検地帳などを見ると、少なくない畑もあり、近世には多くの村人がこうした田畑などで農業を営んでいたと思われる。

田畑・山などの売買証文等を除けば、近世の毛原における農業の実態を明らかにできる史料はあまり見当たらないが、『大和国山辺郡気原村御検地帳』に「茶えん」が見えていることから、規模はともかく文禄期に茶が栽培されていたことは間違いない。

文化十一年（一八一四）の「借用申銀子之事」（山中政明家文書）に、「茶圓畑壹枚」を質入れして銀子を借用している。こうした茶園の存在は、一九世紀の時点で製茶が行われていたことをうかがわせる。

(2) 製茶

近代になると、水田耕作だけではなく多様な経営の実態が史料から浮かびあがってくる。大正五年（一九一六）にまとめられた『奈良県山辺郡豊原村風俗志』（奈良県立図書館情報館蔵）によれば、毛原を含む豊原村では米作以外の農業として、製茶業・養蚕業が挙げられている。

とりわけ茶業は、現在でも山添村の重要な産業のひとつである。気温の低い気候が良質な茶をつくるのに向いており、大和茶として全国的に知られている。

前述のように近世において、既に茶がつくられていたことは間違いないが、産業としての製茶が盛んになるのは他地域同様に近代以降である。開国後、茶は海外への輸出品となり高値で売買されるようになったことで茶畑が広がっていく。

明治二〇年代には製茶が行われていたようで、明治二〇年代の茶業組合職工証票・奈良県山辺平群郡茶業組合証（福山家文書）などが伝わっている。

なお、『奈良県山辺郡豊原村風俗志』によると、豊原村は高低差が大きく気候が異なるため、茶摘みの時期は一定していないが、毛原は比較的早く、五月一五日ころよりはじめるという。

(3) 養蚕など

横浜開港後、生糸の輸出が盛んになると、各地で養蚕が広く行われるようになっていく。山添村では明治二三年（一八九〇）頃に遅瀬に蚕業伝習所が開設されたことが契機となり、次第に養蚕が盛んになっていった。大正期には次第に不振になっていった茶業にかわって、養蚕が行われていくようになる。

毛原でも大正期から昭和初期にかけて養蚕が行われていたようで、大正一五年（一九二六）の「大正十五年度春蚕種」（福山家文書）や、昭

和二年（一九二七）から翌年の「晩秋蚕種・春蚕種」といった養蚕に関する史料が見られる。しかし、昭和恐慌後の経済不況により、昭和四年（一九二九）に繭の価格が一〇分の一に急落して以降、かつての勢いを失って徐々に養蚕業は衰退していった。

また、毛原からは良質の花崗岩がとれたことから、石碑や灯籠、敷石や石垣などに使われる石材の採取も行われている。大正一五年（一九二六）に石材の採掘を願い出た際の許可書なども伝わる。

3 寺社と信仰

毛原では、八阪神社が地域の鎮守として人びとの信仰を集めている。

ここでは、近世から宮座が営まれ、村の人びとが交替で「神主」を勤めて祭祀を行っていた。毛原には、一七世紀後期から神社に関する史料が残っているが、こうした史料が地域で伝えられていたのは、神社の運営が宮座という村落住民によって行われていたからであろう。また、寺院としては長久寺という寺院がある。この寺院は近代初頭には学校となり、そこで教員も勤めていた智龍和尚が境内を整備した。智龍和尚のあととも境内の整備は続けられて、現在は公園として地域の人びとの憩いの場ともなっている。地域内の寺社への信仰にとどまらず、伊勢や高野山などへの信仰も盛んで、祈禱札など多くの資料が伝わっている。

(1) 神社と宮座

毛原の氏神は、現在「八阪神社」と呼ばれている。江戸時代までは牛頭天王と呼ばれており、境内の手水鉢には「牛頭天王」と刻まれている。神仏混淆が一般的だった前近代においては、仏教的な牛頭天王が祭神として祀られることは珍しいことではなかったが、近代になって神仏分離が進められた結果、こうした仏教的な神は記紀神話に登場する神に改められていった。

牛頭天王を祀る京都の祇園社が、近代に所在地の名称をとって「八阪神社」と改めたことで、当社も「八阪神社」と改称したのであろう。祭神も、現在は建速須佐男命である。

毛原の八阪神社に関する古文書を綴った「八阪神社古文書綴」を見ると、もともと古い年号をもつものは貞享二年（一六八五）の「永代売申田之事」である。

また、正徳五年（一七一五）の「祭当掟之事」には善右衛門以下、計四人が「神主」として署名している。この「神主」について、勤め方を申し合わせた正徳二年（一七二二）の「神主法式極之事」には、

一、神主之義ハ耆人ツ、老年ツ、相勤可申候、四人之内もし欠申候ハ、其年之燈明錢月割致支配仕候事

とあり、常勤の神職ではなく、村落構成員から四人、一年交替で「神主」となっていたことがわかる。ただし、同じ史料に

一、禰宜之飯米ハ禰きやしな申候者、飯米取可申事

とあり、「禰宜」と呼ばれる専門の神職もいたようだ。ただし、「飯米」で「やしな」われていることから、村に雇用されていた存在であったことがわかる。あくまでも中心は「神主」であり、寛文五年（一六六五）「諸社禰宜神主法度」が出されて、吉田神道の統制に服することが義務付けられるようになってからの対応ではないだろうか。

現在も八阪神社は、村落構成員の各一戸から男子一名が出席する宮座によって運営されており、祭祀の中心となっているのが大当屋・相当屋と呼ばれる四人である。

(2) 長久寺

毛原の仏教寺院としては、奈良時代に建立されたと思われる寺院の遺構、毛原廃寺が想起されるが、早い段階で荒廃している。現在、毛原には長久寺という真言宗の寺院があり、毛原の菩提寺として信仰を集めている。

創建年代は不詳であるが、『毛原村史』では古くは東大寺戒壇院末寺であったとされる。本尊は木像の地藏菩薩で、室町時代の作とされている。また、長久寺内の地藏菩薩石像には「慶長己亥（ルビ・〔四年〕（一五九九））」とあり、寛永一四年（一六三七）の宝篋印塔や正保三年（一六四六）の石仏等もあるようで、近世のはじめには広く信仰を集めていたようである。

長久寺は、明治七年（一八七四）に入寺した宝山智龍和尚が境内を整備した。長久寺は、明治七年に本堂を立治舎・毛原小学校という学校として使用されており、教員として採用されていた智龍は、子どもたちの教育に尽力する一方で、寺院の復興に尽力したことから中興の祖と呼ばれている。

長久寺境内には、智龍和尚が山を開いて山内に数多く石仏を配した「大師山」がある。

その後、智龍和尚が大正五年（一九一六）に没して後は荒廃していたが、戦後に毛原老人クラブなどが中心になって整備し、現在は長久寺智龍公園として人びとに親しまれている。

（3）伊勢講

こうした村落内の寺社への信仰だけではなく、講と呼ばれる信仰組織もあった。例えば、毛原のある家には、伊勢の御師から届けられた膨大な伊勢の御札がある。

元禄八年（一六九五）の「開田畠改見申候覚」（山中政明家文書）には、「伊勢講田」を五兵衛という人物が耕作していたことが記されている。この時点で、伊勢参宮などの経費捻出のための講による共有地があったことが明らかなことから、一七世紀末には毛原で伊勢講が行われていたことがわかる。

また、高野山などへの参詣も盛んだったようで、祈禱札や高野山への参詣を促す引き札なども見つかっている。

その他、山添では一月に「山の神」と呼ばれる神が祭られた場所にお参りをする「山の神」信仰が盛んである。毛原でも文禄四年（一五九五）の「大和国山辺郡気原村御検地帳」（毛原区有文書）に「山神」と見えており、一六世紀末の段階で何らかの「山神」祭祀が行われていたことがうかがえる。

4 近代化と地域

明治維新の後、毛原は新しい近代的な地方行政のもとで目まぐるしい変化にさらされる。奈良県、堺県、大阪府、そして再び奈良県と、所管の府県が変わるとともに、明治三二年（一八八九）には複数の村が合併して豊原村となる。こうした変化は、地域のあり方も否応なく変えていくことになる。地券などの近代の土地的制度のなかで作成された史料や、戸長役場などの行政機関で作成された文書は、こうした近代の毛原について多くのことを物語っている。その後、戦時中は毛原も様々な困難を抱えることになる。また、戦後も経済的な疲弊から立ち直るための多様な取り組みが行われていく。近現代の文書は、こうした毛原の暮らしについて色々なことを教えてくれる。

（1）近代の地方行政

明治維新を経て、毛原は近代を迎える。明治五年（一八七二）には、それまで村落の自治を担っていた村役人の名称が庄屋・年寄から、戸長・副戸長と改められるとともに、大区小区制という新しい行政区画が導入される。大和国東部の山間部は第二大区となり、江戸時代までの村を組み合わせて小区とした。

その後、奈良県は明治九年（一八七六）に堺県に統合され、明治一一年（一八七八）には郡区町村編制法が制定され、郡に官選の郡長を置いた。毛原は山辺郡に属し、三ヶ谷に連合戸長役場が設けられた。

堺県は明治一四年（一八八一）に大阪府に編入され、明治二〇年（一八八七）に再び大阪府から分離独立して奈良県となる。こうした目まぐるしい変化のなかで地租改正などの新しい制度が進められていったため、例えば地券（福山家文書）のなかには、明治一三年（一八八〇）に堺県が発行していたが、翌年に堺県が大阪府編入されたため、「大阪府」に訂正しているものが見られた。

明治二二年（一八八九）には、毛原が属していた三ヶ谷の連合戸長役場の村が合併して山辺郡豊原村となる。そのため、毛原内にも昭和四年度豊原村歳入歳出予算（福山家文書）など、豊原村に係る史料が何点か伝わっている。山添村となったのは、昭和三年（一九五六）に豊原村が波多野村、添上郡東山村と合併してからである。

（2）新生活運動

敗戦後、経済的な疲弊のなかにあつて、昭和三〇年（一九五五）に鳩山一郎首相が、日常生活の向上をめざした新生活運動を提唱した。新生活運動のなかでは、全国的に冠婚葬祭などの簡略化や衣食住の合理化などが推進されていく。

毛原では、既に昭和五年（一九三〇）年に「節儉規約書」（毛原区有文書）がつくられていた。ここでは、「冗費ヲ省キ効用ニ充ツル」ため、昭和五年（一九三〇）一月から五年間にわたつての「確守」がうたわれている。その後、戦時体制下にあつた昭和一五年（一九四〇）や、戦後間もない昭和二三年（一九四八）にも、神社例祭に関する細則などを記した「節儉規約書」（毛原区有文書）が定められていた。

こうしたそれまでの「節儉規約」を下地として、昭和二九年（一九五四）にいち早く葬儀や仏事に関する「新生活実践の為の節儉規約」（毛原区有文書）が定められた。その後も昭和三五年（一九六〇）、昭和四二年（一九六七）と規約が作られていき、さらに昭和五〇年（一九七五）にも「新生活運動実践のための節儉規約」（毛原区有文書）がつくられ

ている。

興味深いのは昭和五年（一九三〇）の「節儉規約」から昭和五〇年（一九七五）の「節儉規約」までが綴じて一冊にまとめられていることである。新生活運動は、高度経済成長期になると次第に衰退していくところも少なくないなか、比較的長い期間にわたつて戦前からの「節儉規則」をうけつぎ、修正されながら一続きのものとして維持されてきたのは興味深い。

（3）災害と古文書

毛原では、今も「昭和のはじめ」にあつたとされる「毛原の大火」と呼ばれる火災のことを伝えている。昭和九年に満州から毛原の実家に宛てた火事お見舞いの書状もあるので、これは昭和九年（一九三四）のことであろう。

戦後の毛原を襲ったのが、大規模な水害である。昭和二八年（一九五三）、志摩半島に上陸した台風一三号によつて近畿圏の各地が豪雨に見舞われ、河川氾濫や高潮など大きな被害をもたらした。毛原でもこの時には被害が出たようで、昭和二八年度水害復旧事業実施計画に関する史料（福山家文書）など、耕地や林道の復旧に関する史料が数多く残されている。

地域の歴史を伝えている古文書は、このような災害などさまざまな困難のなか、現在まで大切に伝えられてきたことも忘れてはならないだろう。

（村上紀夫）

※奈良大学博物館企画展示「古文書に見る近世・近代の暮らしと社会―奈良県山添村毛原地区の資料から―」（二〇一七年三月一三日～五月六日）図録より転載

积
文

永久保存

八阪神社古文書綴

〔八阪神社古文書〕 奈良県山辺郡山添村毛原地区

（表紙）

〔永久保存

八阪神社古文書綴〕

保存文書 貳拾枚

自 貞享二年（一六八五）
至 文化九年（一八一三）

（註） 平成五年一月
白井貞臣氏 裏打補修

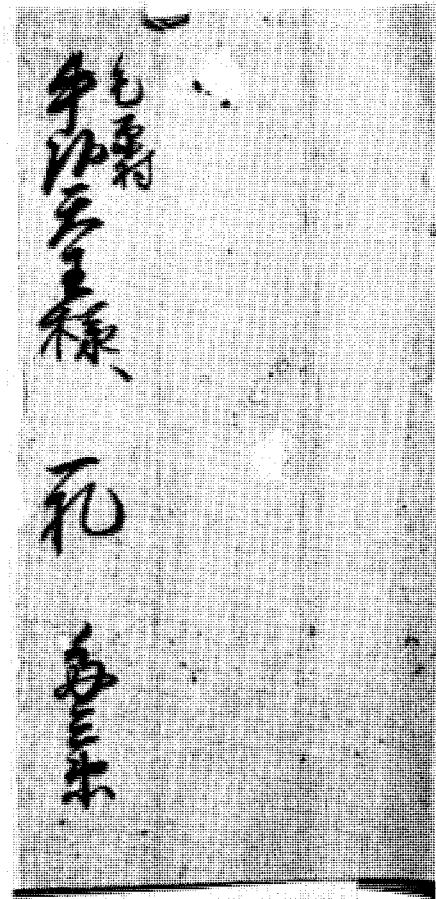
（表紙裏）

「保存文書 貳拾枚

自 貞享二年（一六八五）
至 文化九年（一八一三）

（註） 平成五年一月

白井貞臣氏 裏打補修

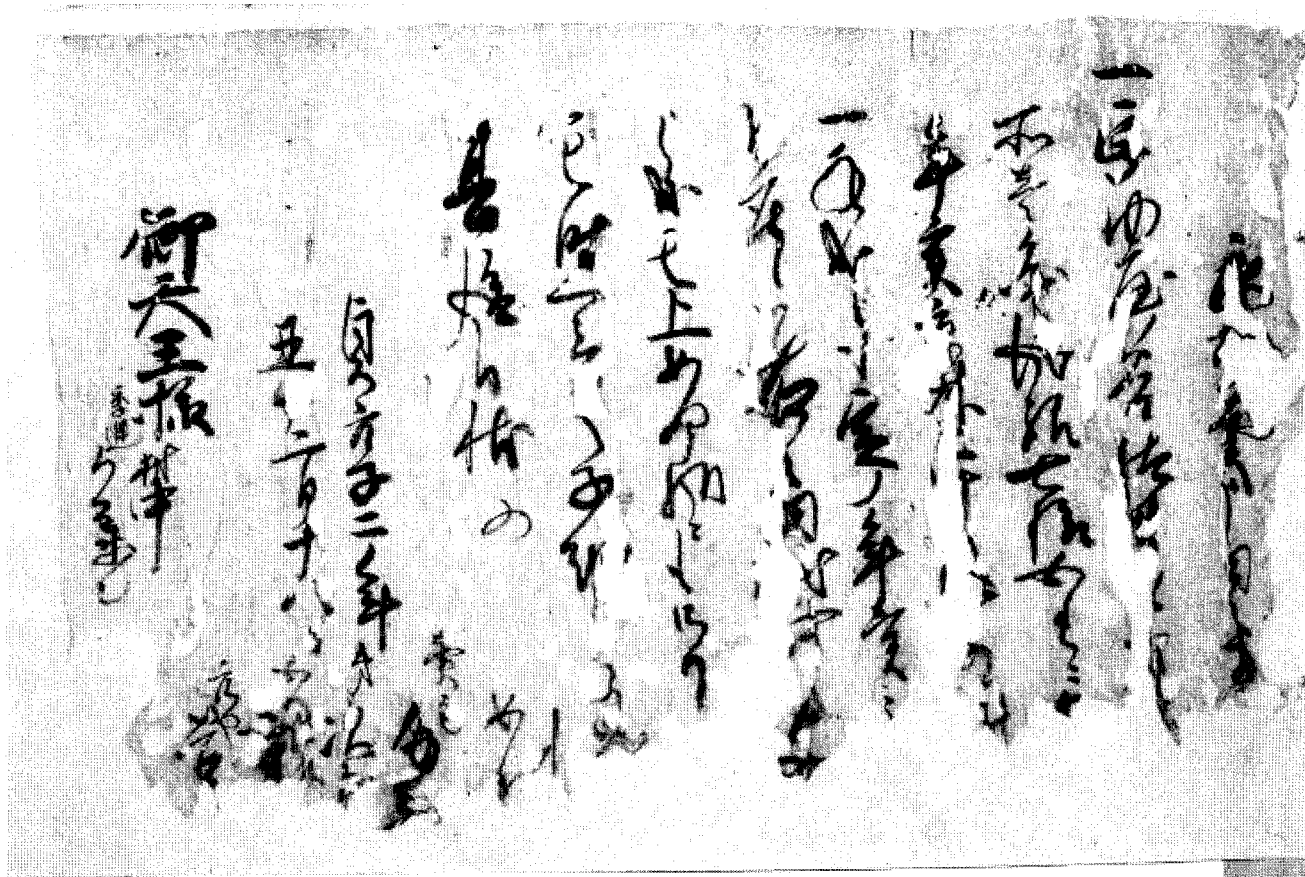


①十七世紀、江戸時代前期の貞享二年（一六八五）十二月に多兵衛が田地を御天王様（現在の八阪神社）に寄進したことがわかる文書。ただし、破損がはげしい。

（モト包紙カ）
「毛原村」

牛頭天王様へ

一札 多兵衛



永^(代カ)売申田之事

一、字ゆ屋ノ谷さ
 所売田代銀七拾五匁二
 年貢京枅
 一年成とも、定ノ年貢
 御座候ハ、右之田村
 被成、其上如何様ニも御か、
 其時一言之子細
 其後日状、仍^(命カ)如件、

売主

貞享二年

丑十二月十八日

弟

五人組

多兵^(衛カ)

次郎

重

庄^(屋)や

吉

御天王様

村中

(後筆カ)

「季進^(寄)

与兵衛也」

永代売申田之事

一字の屋之谷さかミ小枘三升之
所老円代銀七拾五匁ニ売申候、
御年貢京枘三斗年々ニ計
可申候、老年成り共、定之年貢
計をそなり御座候ハ、右之田村中へ
支配被成、其上如何様ニも御か、り
可被成候、其時一言之子細申間敷、
為其後日状、依而如件、

貞享二年
十二月十八日
御天王様
村中
寄進

② ①の文書を貞享二年（一六八五）から遠くない時期に書き写した文書（写とよぶ）。内容は①と同じ。①では読めない部分がこれでわかる。

永代売申田之事

一、字ゆ屋之谷さかミ小枘三升之
所老円代銀七拾五匁ニ売申候、
御年貢京枘三斗年々ニ計
可申候、老年成り共、定之年貢
計をそなり御座候ハ、右之田村中へ
支配被成、其上如何様ニも御か、り
可被成候、其時一言之子細申間敷、
為其後日状、依而如件、

売主

貞享二年

多兵衛

十二月十八日

弟

次郎兵衛

五人組

重兵衛

庄屋

吉兵衛

御天王様

村中

寄進

一、所書代銀

買付扱多兵衛為年

京枘三斗宛

宮之入用二可仕候

一、西山神ノ元之田

代作二当テ為年貢ト米京枘

毎斗斗ノ為年貢ト米京枘

仕候、為其如此ニ判形

貞享貳年

丑ノ十二月

御頭天王様

③おそらく①と同じときに書かれた文書。多兵衛以外の人
物も田地を寄進したことがわかる。ただし、前半が欠け
破損もはげしい。

(前欠)

之所書代銀

買付、扱多兵衛当り作二致、為年

京枘三斗宛

宮之入用二可仕候、

一、西山神ノ元之田□左衛門季進(寄)

代作二当テ為年貢ト米京枘

毎年計可申候、斗米ノ年貢

仕候、為其如此ニ判形

貞享貳年

丑ノ十二月

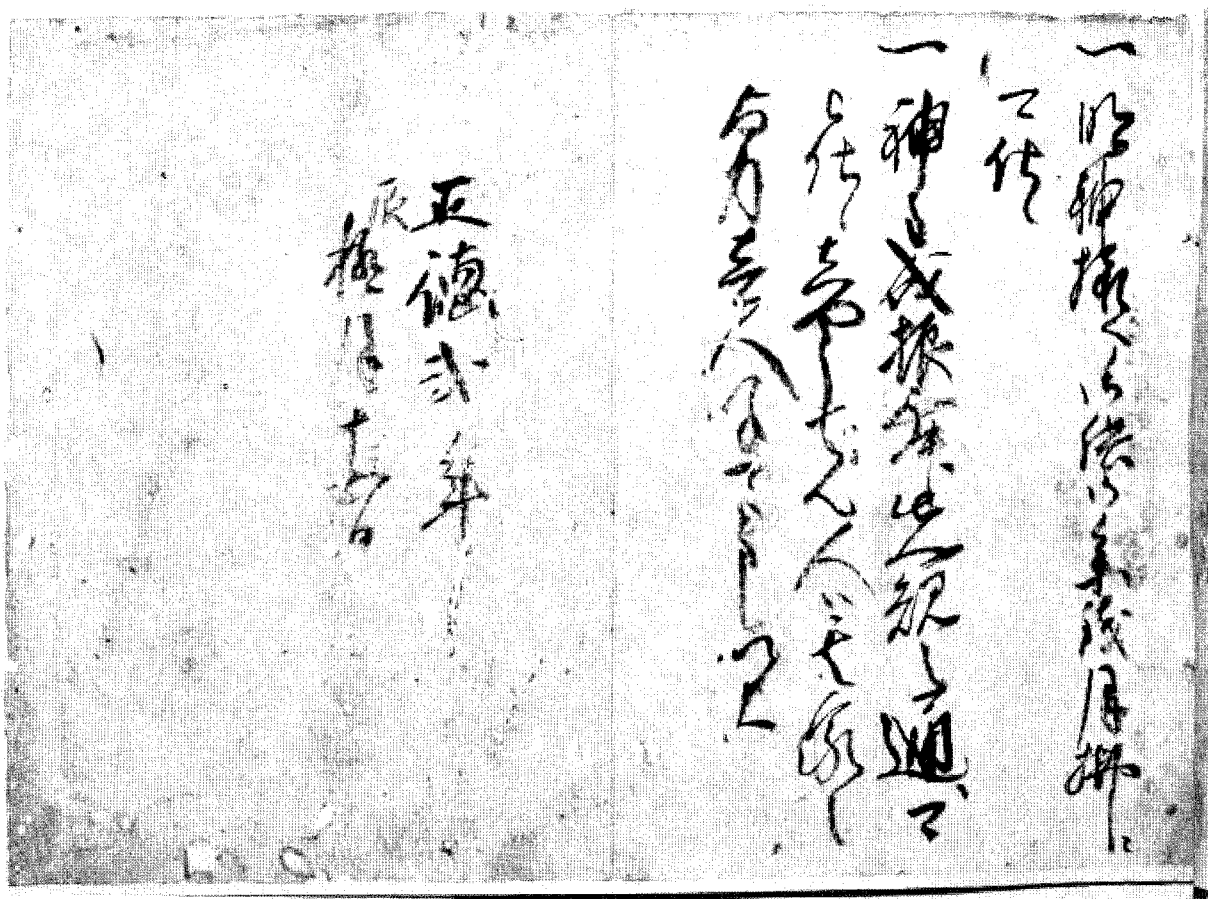
(平)
御頭天王様

神主法式極之事
 一 神主之義ハ、壹人ツ、壹年ツ、相
 勤可申候、四人之内もし欠申候ハ、
 其年之燈明錢月割致、支
 配仕候事
 一 こと之義ハ、順々ニいとなミ可申候、
 一、右神主之義ハ、其当り候年一ケ
 月二而壹年相勤申候、同前之事、
 一、神主田ハ、九月以前振舞仕候者、
 支配仕候事、
 一、祢宜之飯米ハ、祢宜（祢宜）やしな
 申候者、飯米取可申候、
 一 祢宜ノ飯米祢宜（祢宜）やしな
 申候者、飯米取可申候

④十八世紀、江戸時代中期の正徳二年（一七一二）極月
 （十二月）に定められた神主の勤めに関する取り決め。
 もとは冊子であったと考えられる。

神主法式極之事

- 一、神主之義ハ、壹人ツ、壹年ツ、相勤可申候、四人之内もし欠申候ハ、其年之燈明錢月割致、支配仕候事、
- 一、こと之義ハ、順々ニいとなミ可申候、
- 一、右神主之義ハ、其当り候年一ケ月二而壹年相勤申候、同前之事、
- 一、神主田ハ、九月以前振舞仕候者、支配仕候事、
- 一、祢宜之飯米ハ、祢宜（祢宜）やしな申候者、飯米取可申候、



一、明神様へノ御供・御参銭月払二

可仕候、

一、神主成振舞、先規之通二可
 被仕候、
 与力老人呼可被申候、以上、

正徳弍年

辰極月十五日

一、明神様へノ御供・御参銭月払二

可仕候、

一、神主成振舞、先規之通二可

被仕候、
(昇殿)

与力老人呼可被申候、以上、

正徳弍年

辰極月十五日

源次郎

一、右八作蔵田字ふる苗代之田、当村
 天王様へ永代御具伝進可申候、右之田高
 三升所也、此高八作人方二しはい二可被成候、
 毎年壹斗式升之年宮ハマへ人二而
 明年之宮年より二付わたり〇也、此き
 とう二其年宮之月ノ八日ニまい月
 御具可進候、若少ニても年宮ふととき
 仕候へハ、急度四人の宮年をよりをしはい二
 可被成候、右八同月ノ八日とう明可進候、
 為其村中惣人之仍証文如件、
 享保六年 丑霜月朔日 当人 源次郎(花押)
 甚二郎

⑥十八世紀、江戸時代中期の享保六年（一七二一）霜月（十一月）、四人の宮年寄と寄進された田との関係がうかがえる文書。

（モト端裏書カ）
 源次郎

一、右八作蔵田字ふる苗代之田、当村
 天王様へ永代御具伝進可申候、右之田高
 三升所也、此高八作人方二しはい二可被成候、
 毎年壹斗式升之年宮ハマへ人二而
 明年之宮年より二付わたり〇也、此き
 とう二其年宮之月ノ八日ニまい月
 御具可進候、若少ニても年宮ふととき
 仕候へハ、急度四人の宮年をよりをしはい二
 可被成候、右八同月ノ八日とう明可進候、
 為其村中惣人之仍証文如件、

享保 上ケ主
 正徳六年 源次郎(花押)
 丑霜月朔日 当人
 甚二郎
 惣村中

村中神事定めの支
 一、卯ノ年迄生入子共ハ今迄通
 一、来年分出来ル子共ハ今迄通
 若老年当前をばやすむ子ハ、
 入いとなみ仕はつ二
 村中定申候、
 宮年寄
 宇右衛門
 同
 伊右衛門
 同
 兵右衛門
 同
 庄右衛門
 村年寄
 茂兵衛
 五人組頭
 中

⑦十八世紀、江戸時代中期の卯年（享保八年カ、一七二三
 年カ）九月に取り決められた村中神事の定書。

村中神事定の事

一、卯ノ年迄生入子共ハ今迄通、

一、来年分出来ル子共ハ今迄通、

若老年当前をばやすむ子ハ、

入いとなみ仕はつ二

村中定申候、

（享保八年カ）
 卯年

九月九日

宮年寄

宇右衛門

同

伊右衛門

同

兵右衛門

同

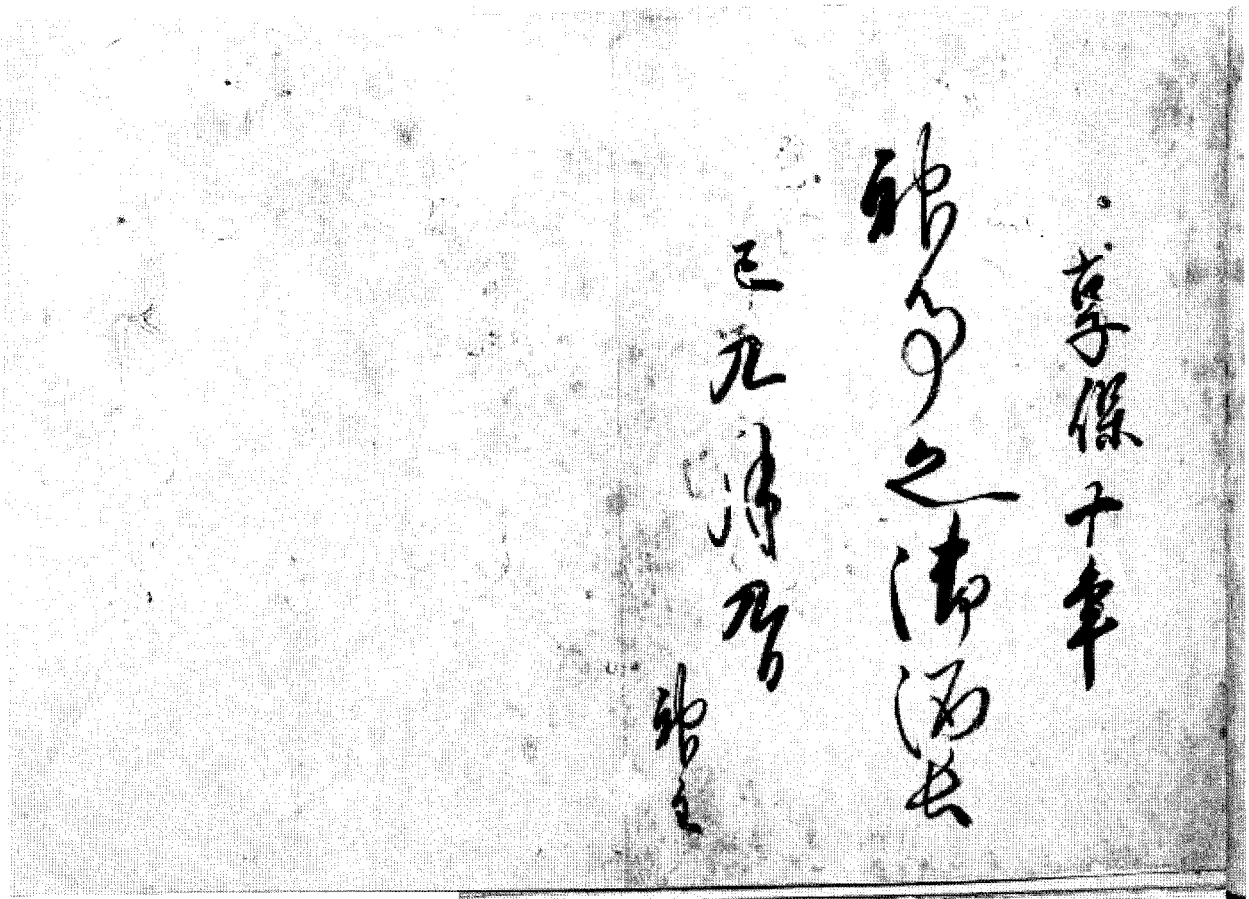
庄右衛門

村年寄

茂兵衛

五人組頭

中



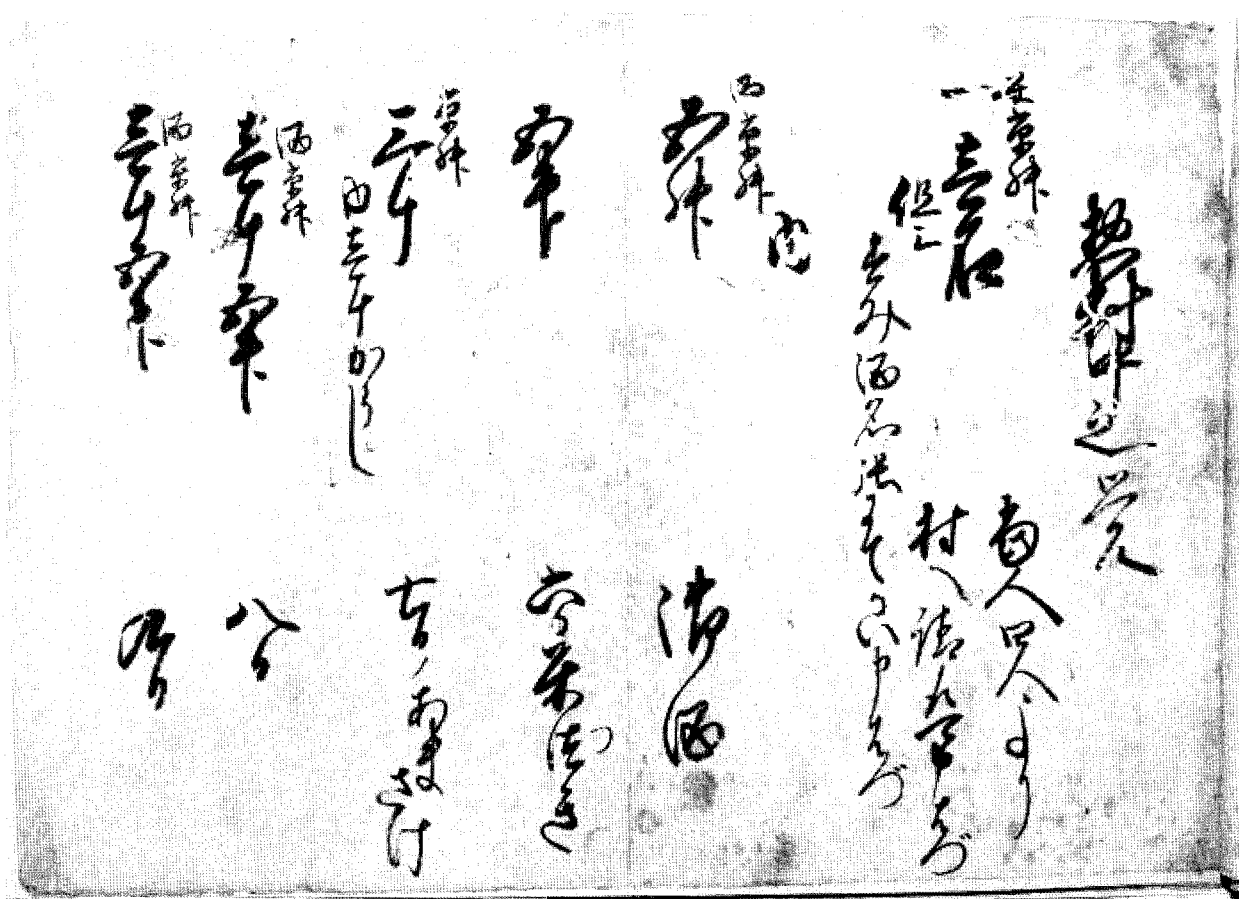
⑧ 十八世紀、江戸時代中期の享保十年（一七二五）九月に神事の当人（頭人）に振る舞われた酒に関する記録。もとは冊子と考えられる。

「(モト表紙カ) 享保十年

神事之御酒長^(帳)

巳九月九日

神主



惣村中之覚

米京枅
一、壹石
当人四人より
村へ請取可申はつ、
但し
外酒名張にてかい申はつ、

酒京枅
五升

御酒

京枅
三斗

六日米つき

酒京枅
壹斗五升

七日ノあまさけ

酒京枅
壹斗五升

酒京枅
壹斗五升
八日

酒京枅
壹斗五升

九日

惣村中之覚

米京枅
一、壹石

当人四人より

村へ請取可申はつ、

但し

すみ酒、名張にてかい申はつ、

内

酒京枅
五升

御酒

五升

六日米つき

京枅
三斗

七日ノあまさけ

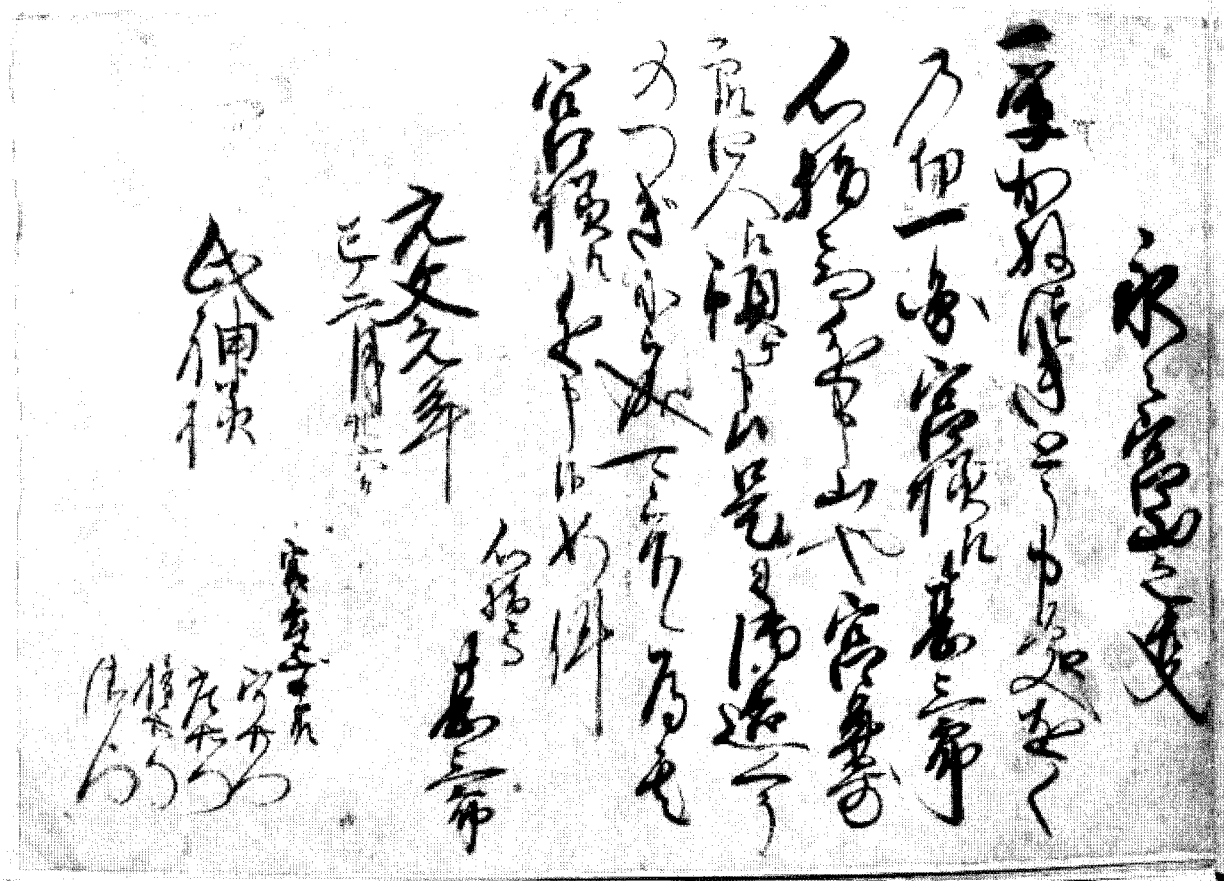
内壹斗かうし

酒京枅
壹斗五升

八日

酒京枅
壹斗五升

九日



永々宮山之更

乃知一宮様此甚三郎
 心指二而進申山也、宮年寄
 衆四人江預ケ申候、是わ御造く
 のつぎに被成可被下候、為其
 宮様江進申候、如件

元文元年

巳ノ二月廿六日

氏神様

宇右衛門
 庄右衛門
 権右衛門
 清右衛門

⑨十八世紀、江戸時代中期の元文元年（一七三六）二月に甚三郎が山を氏神様（宮様、天王様）に寄進したことがわかる文書の写。

永々宮山之更^(事)

一、字かねつきとう申処をく^(奥カ)

の切一円宮様江甚三郎

心指二而進申山也、宮年寄^(志)

衆四人江預ケ申候、是わ御造く^(宮)

のつぎに被成可被下候、為其

宮様江進申候、如件、

心指二而^(志)

元文元年

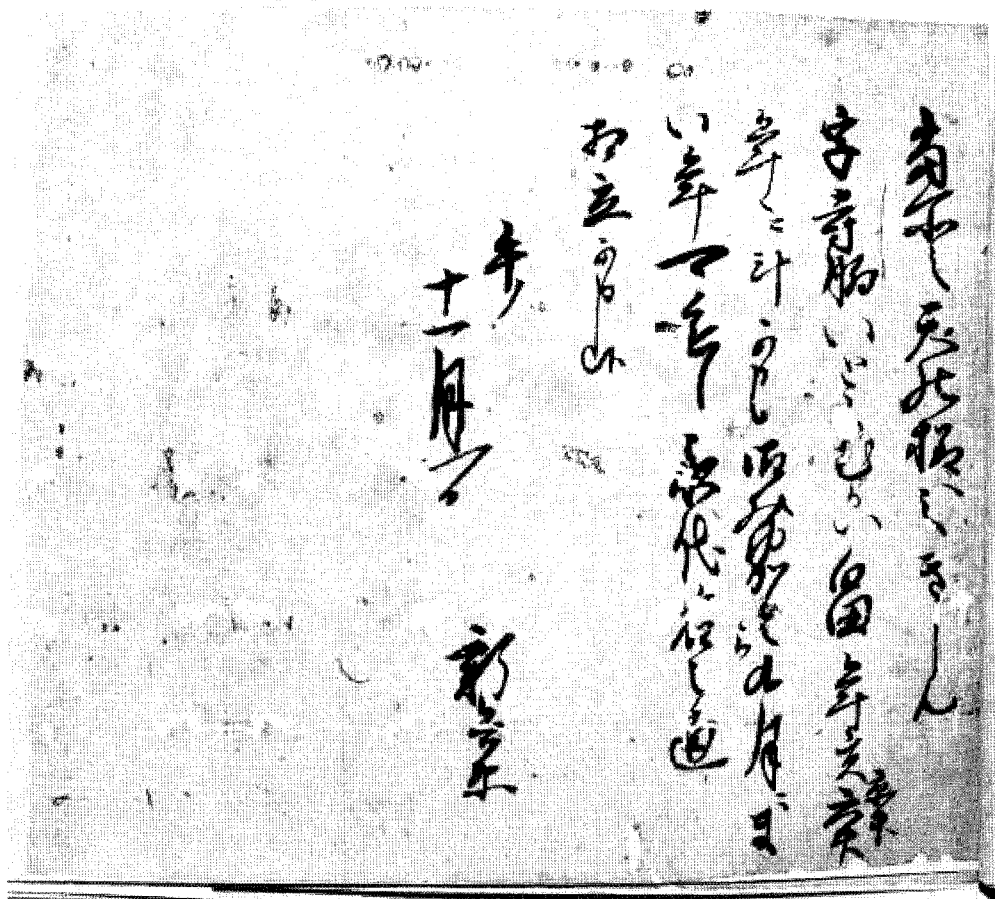
巳ノ二月廿六日^(辰カ)

宮年寄衆

甚三郎

氏神様

宇右衛門
 庄右衛門
 権右衛門
 清右衛門



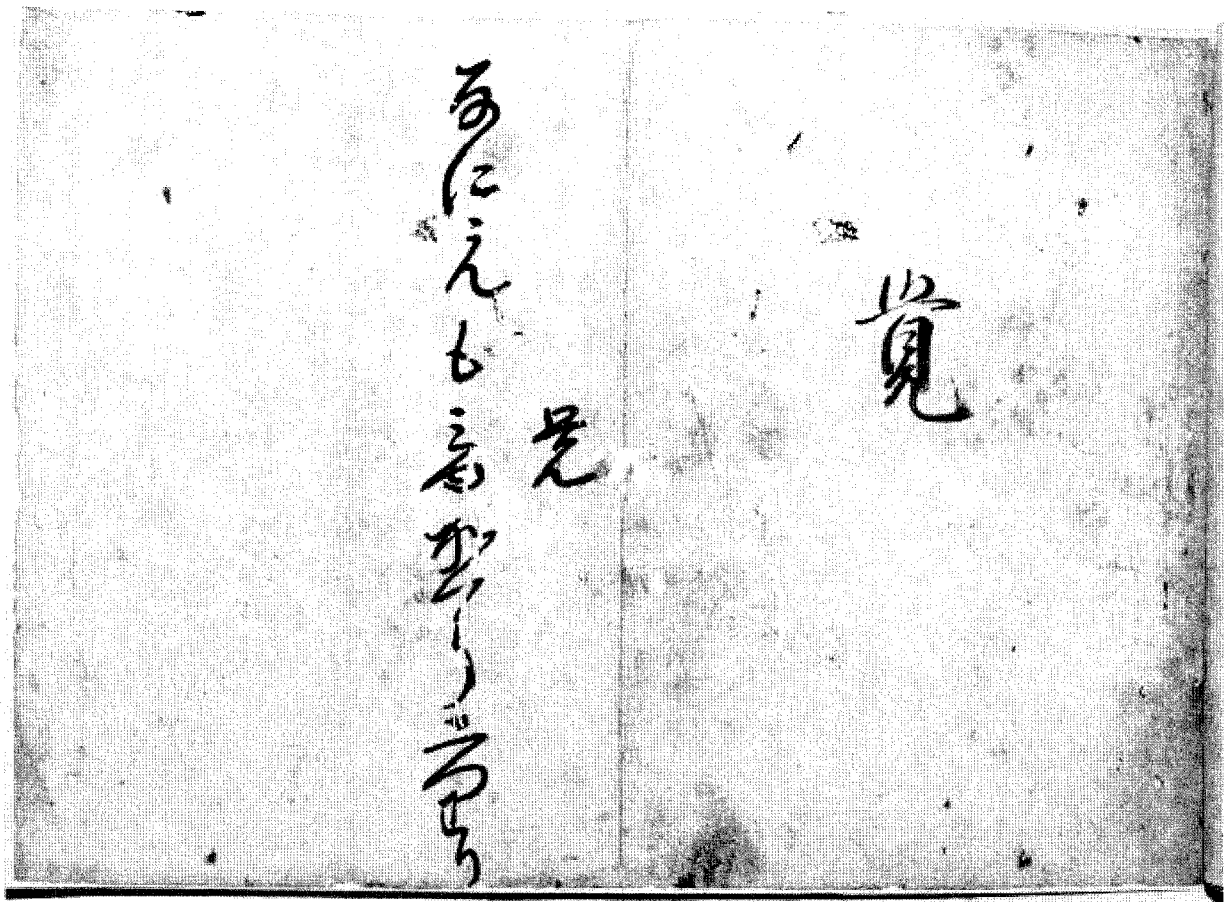
⑩江戸時代の（年未詳）午年十一月に新兵衛が畠年貢を天
王様に寄進したことがわかる文書の写。

当所之天能様へ之きしん、
 字寺脇いと之むかい畠年貢六升
 年々二計可申候、御みゆかしら九月二ま
 い年可進候、永代右之通
 相立可申候、
 午ノ

十一月一日
 新兵衛

当所之天能様へ之きしん、
 字寺脇いと之むかい畠年貢六升
 年々二計可申候、御みゆかしら九月二ま
 い年可進候、永代右之通
 相立可申候、
 午ノ

十一月一日 新兵衛



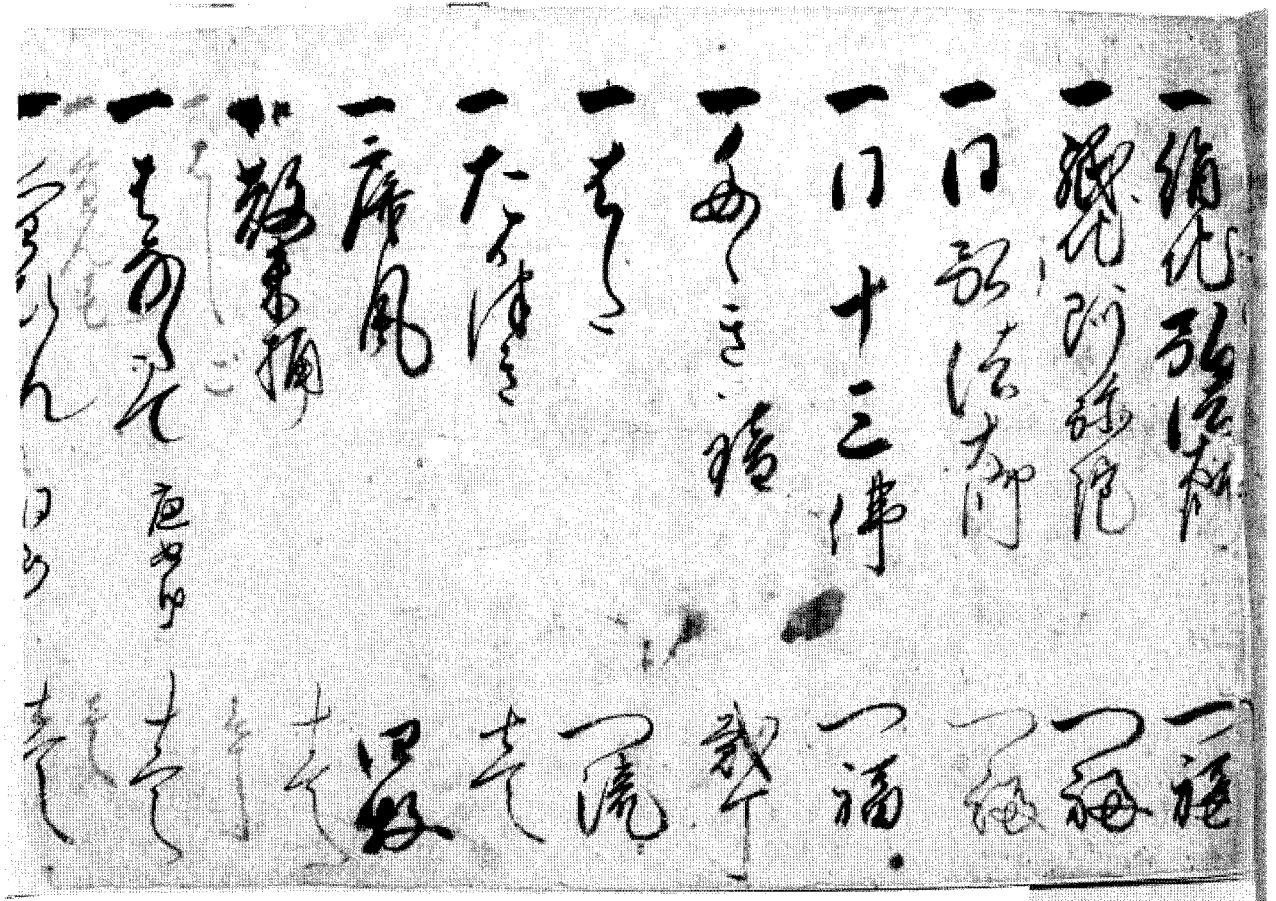
⑪十八世紀、江戸時代後期の宝暦五年（一七五五）七月に阿弥陀寺住持の秀円が村方役人衆より仏具を預かったことがわかる記録。もとは冊子と考えられる。

（モト表紙カ）

覚

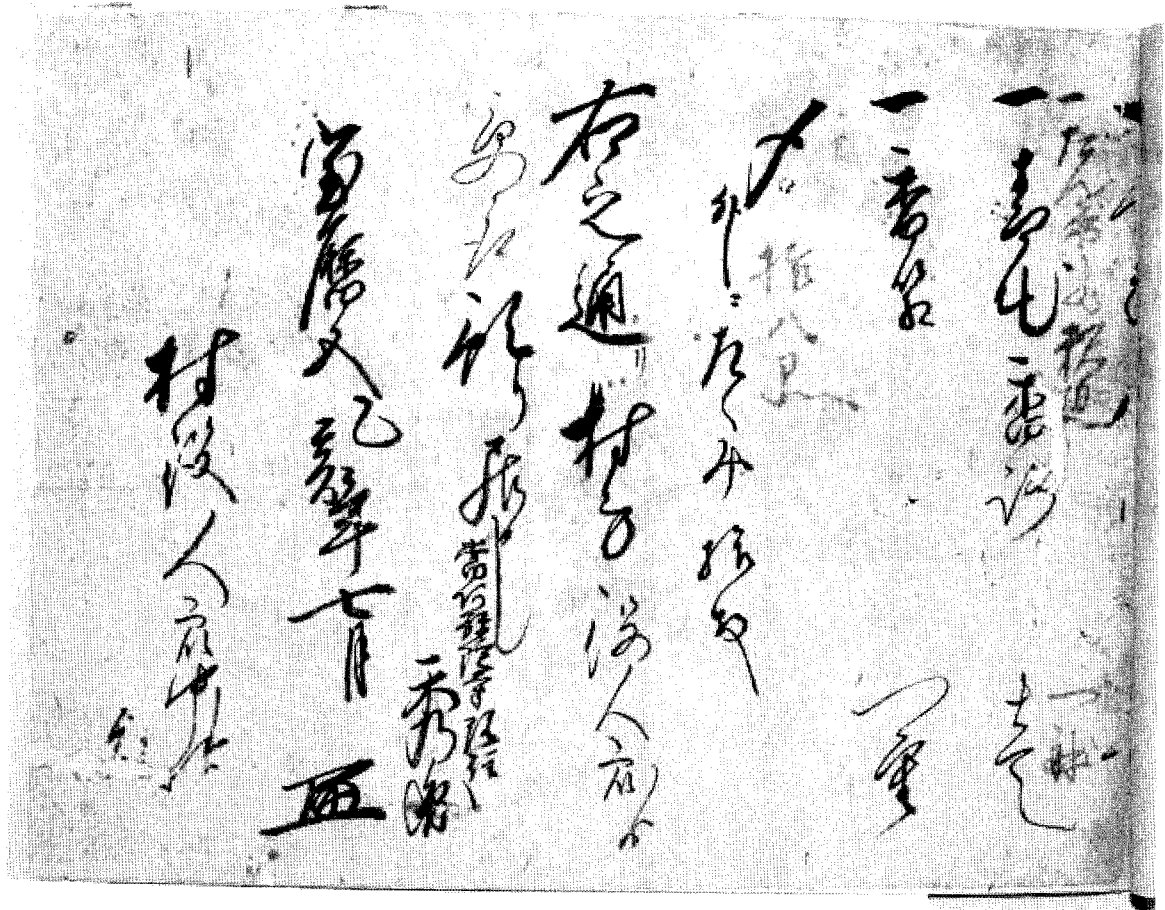
覚

なにかもミヤかへり二つわり



- 一、絹地弘法大師
- 一、紙地阿弥陀
- 一、同弘法大師
- 一、同十三仏
- 一、た、き鐘
- 一、は、た(機)
- 一、た、か(高坏)つき
- 一、屏風
- 一、散米桶
- 一、は、し(花立)ご
- 一、は、な、た、て(花子)
- 一、く、わ、ん、す(花瓶)
- 一、く、わ、ひ、ん(花瓶)

壺 壺 壺 壺 壺 四枚 壺 一流 式丁 一福(幅) 一福(幅) 一福(幅) 一福(幅)



一、香箱

一、一躰

一、たんしやうの釈迦

一、青地香ろ

一、拾八品

外二た、み拾枚

右之通り村方役人衆の

受取預り居申候、

當阿弥陀寺現住

当阿弥陀寺現住

宝曆五乙亥年七月

宝曆五乙亥年七月

村役人衆中様

まいる

村役人衆中様

(花押)

秀円

- 一、たんしやうの釈迦 (一躰)
- 一、青地香ろ (一重)
- 一、香箱
- 拾八品
- 外二た、み拾枚

一箇而し 天玉様へ之きん、
 字ゆな田・茶島一円当
 年貢年二二わつ、庄右衛門
 方今上り可申候、以上、
 つくり主庄右衛門
 源三郎
 八る二月一日

覚

⑫江戸時代の（年未詳）二月一日に源三郎が田地と茶島を
 天王様に寄進したことがわかる文書の写。

覚

一、当所之天玉様へ之きん、
（脱カ）

字ゆな田・茶島一円当
（燈）

みやうせんニ永代付可申候、
（明 銭）

年貢年二二わつ、庄右衛門
（把）

方今上り可申候、以上、

つくり主庄右衛門

源三郎
（寄進）
 きしん

八る二月一日
（巻）



⑬十八世紀、江戸時代後期の明和三年（一七六六）正月に某村の治兵衛が毛原村の権右衛門方に入智するにあたって提出された文書のひな形。

一札之事

- 一、当村誰世悻治兵衛毛原村権右衛門方へ入智遣シ申候、是迄宗旨者真言宗何寺二候、当村長面^(帳)私申候間、其村宗旨帳面二御書加へ可被成候、治兵衛義二付如何様之儀出来候共、此方少茂差構申儀無御座候共、^(マ)此方諸親類如何様之儀御座候共、其方諸親類并^(厄介)村中二少茂御役介掛可申候、^(不脱)為後□

如件、

和州山辺郡 □ □

明和三年戊正月

庄や^(屋)

誰印

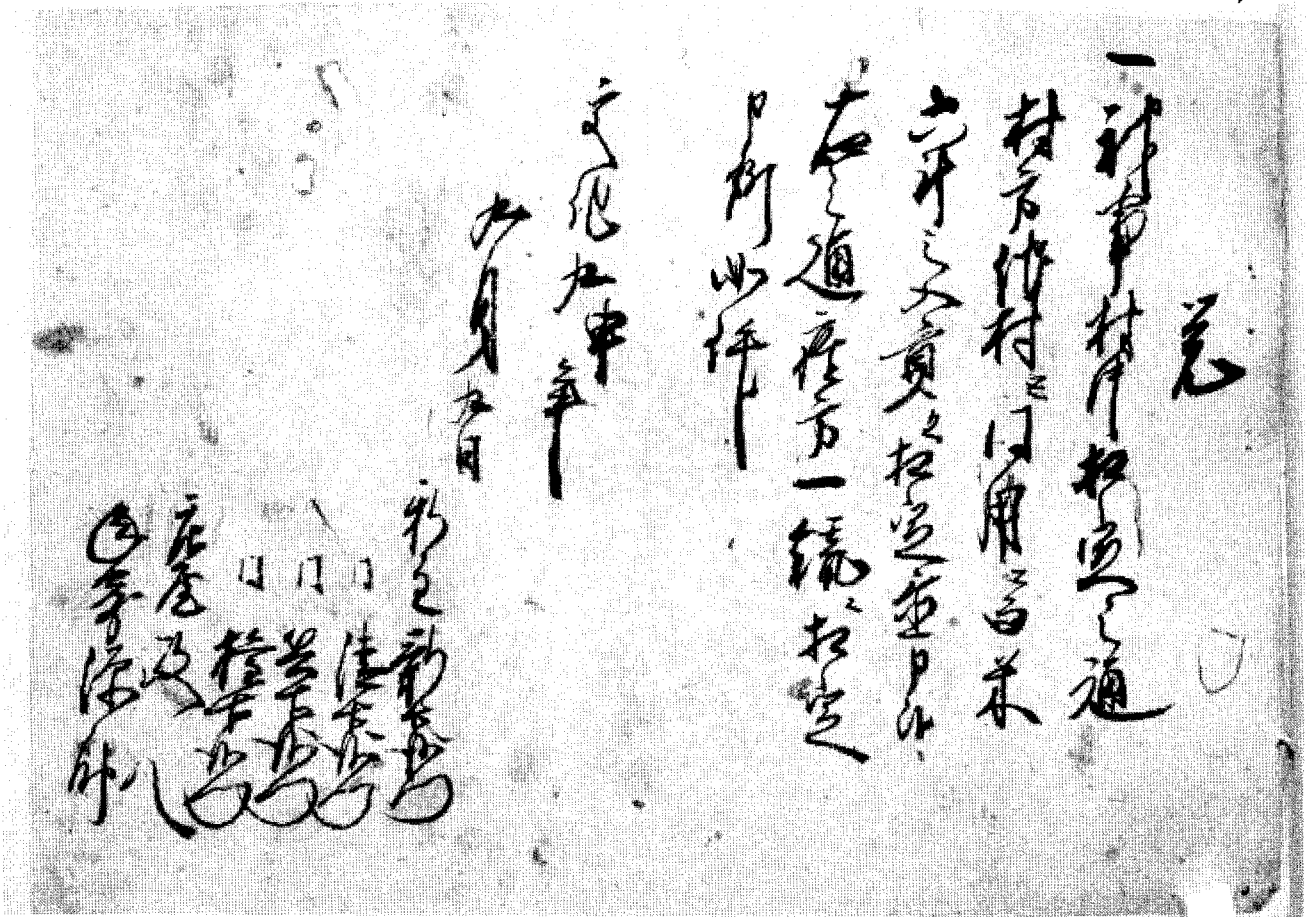
年寄

誰印

毛原村

庄屋新六

年寄兵七



⑭十九世紀、江戸時代後期、文化九年（一八一三）九月に定められた村中神事にかかわる覚書の写。

覚

一、神事村中相定之通、
 村方他村と同用^(様)二而米
 六斗之入貢と相定置申候、
 右之通座方一統二相定
 申所如件、

文化九年

九月九日

年寄	庄屋	同	同	同	神 ^(カ) 主
源助	政八	権右衛門	兵右衛門	清右衛門	新右衛門

【解説】

ここに紹介する「八阪神社古文書」は、毛原地区に鎮座する八阪神社の神事や運営にかかわる史料である。現在のところ、十四点が残されているが、もともとも古いもので①の貞享二年（二六八五）、いつぼう、もともとも新しいものでも⑭の文化九年（一八一二）であり、いずれも近世、江戸時代の貴重な古文書群となる。

したがって、ここからは江戸時代における八阪神社の神事や運営についてその一端を知ることができる。ただし、内容はすこぶる地域に根ざしたものであり、その意味するところを外部の第三者がただちに理解することは容易でない。

ひきつづき、慎重な検討がもとめられるところであるが、そのようななかでも、現在、八阪神社とよばれている社が、江戸時代には「天王様」「明神様」「宮様」「氏神様」とよばれていたことが①～⑭によってあきらかとなる。また、その神事や運営が、「神主」「当人」（頭人）「宮年寄」とよばれた限られた人びとによって担われていたこともうかがうことができる。そして、このようなありかたが、「惣村中」とよばれた村組織とどのような関係にあったのかも考える手がかりが残されている。今回の紹介で、これまで知られてこなかった江戸時代の実態が少しでも解明されることを期待したいと思う。

（河内将芳）

【凡例】

・文字はおおむね現時通用の字体に改め、追い込み等をおこなわず、あり姿とした。

・本文には適宜、読点等を加えた。

・欠損の箇所は字数を計って□または□□で示した。

・本文中の傍注には（ ）を用い、推定によるものは（○○カ）と付した。

・利用の便をはかるために各史料に簡単な説明を加えた。

山辺郡山添村大字毛原
古文書調査報告書

編集・発行 山 添 村 教 育 委 員 会
〒630-2344

奈良県山辺郡山添村大字大西151

TEL 0743-85-0049

FAX 0743-85-0219

発行年月日 2020年3月31日

印 刷 株式会社 天理時報社